

## 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案9件について、17日、18日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第11号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、同議案第12号 田辺市行政手続条例の一部改正について、同議案第24号 田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、同議案第32号 田辺市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、同議案第42号 平成27年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計予算及び同議案第52号 平成27年度田辺市四村川財産区特別会計予算の以上6件については、全会一致により、同議案第13号 田辺市職員の給与に関する条例及び田辺市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、同議案第33号 平成27年度田辺市一般会計予算の所管部分及び同議案第57号「平成26年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分の以上3件については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第33号 平成27年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、一般管理費における調査委託料にかかわって、庁舎整備に係る今後の取り組みについてただしたのに対し、「庁舎整備については、こういった形で進めるかによって、事業量や事業経費が変わり、また市民に与える影響も非常に大きいことから、平成27年度においては、事業の方向性の検討に必要な基礎資料を得るための調査を委託する。その後、学識経験者や市民代表が参画する懇話会を組織し議論を進め、平成28年度に方向性を決定したいと考えている」との答弁がありました。

次に、財産管理費における固定資産台帳整備業務委託料にかかわって、今後の台帳整備の作業工程についてただしたのに対し、「平成28年度末までの公共施設総合管理計画策定、平成29年度末までの地方公会計導入に係る整備に向けて、台帳整備を進める予定である。平成27年度は固定資産台帳に係るシステム整備及び一部の資産調査を委託し、あわせて市の各所管課において資産調査を進める」との答弁がありました。

次に、企画費における田辺市価値創造戦略プロモーション業務委託料にかかわって、それによって得たノウハウの今後の有効活用についてただしたのに対し、「これまではそれぞれの担当部署において催事等のPRをしてきたが、今後は市としてこういった形で発信していくのかについて、たなべ営業室において調整すべきであると考えており、担当部署と連携を図りながら一体的に取り組みたい」との答弁がありました。

次に、合併10周年記念事業費について、記念曲以外に合併10周年をイメージできるキャッチフレーズが必要ではないかただしたのに対し、「合併10周年というだけでなく、今後10年、20年先も見据えたキャッチフレーズを検討している」との答弁がありました。さらに、合併10周年記念事業に係るイベントだけでなく、合併後10年間における総括・検証を行うのかただしたのに対し、「合併からこれまでの10年間における地域の実情等の検証を行うことを考えており、その結果については、今後における本市のあり方の参考としていきたい」との答弁がありました。これに対し委員から、合併後10年の歩みについて市民に還元し、それに基づいて市民が次なる10年を考えていけるような情報の提供について要望がありました。

次に、常備消防費における緊急通報外国語通訳委託料について、事業の詳細説明を求めたのに対し、「本事業は、外国人傷病者からの119番通報時において、24時間対応の多言語通訳サービスを利用し、通報者、指令室、コールセンター、または傷病者、救急隊員、コールセンターによる三者間通話によって通訳を行い、発生場所や傷病内容等を把握するためのものである。なお、本事業は平成26年度から開始しており、平成26年度実績は延べ4件である」との答弁がありました。

次に、消防団費にかかわって、消防団車庫の建てかえ方針についてただしたのに対し、「平成23年に発生した台風12号災害等を踏まえ、浸水により車庫機能を果たさないものについては、優先的に移転し建てかえ、また耐震性を満たさない車庫については、耐震補強または建てかえという二本柱での取り組みを進めていく」との答弁がありました。

次に、歳入のうち市税にかかわって、空き家・廃屋の土地に係る固定資産税課税のあり方についてただしたのに対し、「現在は、住居として利用していても家屋の機能を有する建物であれば、軽減特例措置制度を適用している。しかし、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、今後は市が空き家・廃屋について現地調査を行い、家屋の機能を有していない特定空家等として認定した場合は、住宅用地としての軽減特例措置を適用しない運用に切りかわる」との答弁がありました。

次に、議案第57号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分のうち、地域情報化推進費にかかわって、公衆無線LANの整備内容及び今後の整備計画についてただしたのに対し、「今回は観光施設等17カ所、行政局等5カ所、都市公園3カ所、指定避難施設13カ所、スポーツ施設2カ所の計40カ所について、外国人観光客への案内用等のほか、防災対策を基本として整備を進めるものである。今後は、関係部署と協議を図りながら検討を進めていきたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成27年3月25日

総務企画委員会

委員長 市橋宗行

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案15件について、13日、16日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第19号 田辺市手数料条例の一部改正について、同議案第20号 田辺市土地改良施設条例の一部改正について、同議案第21号 田辺市山村活性化基金条例の制定について、同議案第22号 田辺市アトリエ龍神の家住宅条例の制定について、同議案第23号 田辺市特別用途地区建築条例の一部改正について、同議案第29号 市道路線の認定について、同議案第30号 市道路線の変更について、同議案第31号 市道路線の廃止について、同議案第41号 平成27年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算、同議案第43号 平成27年度田辺市簡易水道事業特別会計予算、同議案第50号 平成27年度田辺市駐車場事業特別会計予算、同議案第51号 平成27年度田辺市木材加工事業特別会計予算及び同議案第53号 平成27年度田辺市水道事業会計予算の以上13件については、全会一致により、同議案第33号 平成27年度田辺市一般会計予算の所管部分及び同議案第57号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第33号 平成27年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、農業費にかかわって、鳥獣害対策について、狩猟やわな、防護柵といった従来の対策に加えて、有害鳥獣が集落に近づかないような抜本的な環境づくりや先進事例を参考にした研究等が必要ではないかただしたのに対し、「先進地の成功事例や研修会を活用するとともに、県の果樹試験場や鳥獣害対策室から専門的な情報を入手しながら、鳥獣害対策協議会を中心として取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、柑橘類の販路拡大についてただしたのに対し、「JA紀南を通じた市場流通や個別農家の顧客、直販店など流通形態はある程度確立されている。さらに知名度を向上させていくために、温州ミカンは糖度が高く、晩柑類は多品種であるといった当地域の柑橘の特長を生かしながら、今後とも田辺市柑橘振興協議会を中心として販売促進に取り組みたい」との答弁がありました。

次に、紀州梅おもてなし・魅力発信事業費補助金を活用した国体での梅のPR方法について詳細説明を求めたのに対し、「当地で開催される紀の国わかやま国体・わかやま大会における各競技大会を通じて、来訪客等へ個別包装の減塩味付け梅干しを提供するとともに、国体選手やチームへアスリート向けに開発したウメパワプラスの提供を行うことで、疲労回復等の機能性など梅の魅力を広くPRするものである。さらに、ポスターの掲示やチラシ等を配付するなど、今後の販路拡大につなげる取り組みもあ

わせて実施するものである」との答弁がありました。

次に、林業費にかかわって、市有林材の販路拡大についてただしたのに対し、「山村地域の活性化、林業振興を推進するため、現在、植樹、伐採から加工、販売に至るまで全てを網羅し、さらには木質バイオマスといった自然エネルギーの活用の推進など、市有林のあり方について積極的に議論を重ねているところである」との答弁がありました。

次に、林業土木費にかかわって、林道整備を取り巻く状況について説明を求めたのに対し、「林道の開設については、合併以前から国の補助金を活用しながら積極的に推進してきたところであるが、近年は国への要求額の増加や予算額の減少も相まって非常に厳しい状況である。森林整備事業については、今後とも優先順位を考慮しながら実施したいと考えている」との答弁がありました。これに対し委員から、伐採や搬出に係る機械化が進んではいるものの、市有林を効率よく活用しながら山村振興を図るためには、搬出するための林道整備等が非常に重要であるとの意見がありました。

次に、水産業費にかかわって、国体等の機会を捉えて地域の海産物を広くPRすることが販路拡大を図るために必要ではないかただしたのに対し、「紀州ヒロメや紀州イサギ等のパンフレットを観光パンフレットとともに訪問客に配付するなど、地場製品のさらなる認知度向上のためPR活動の促進に取り組みたい」との答弁がありました。

次に、観光費にかかわって、世界遺産等を生かした魅力あるまち検討事業について、市民のさまざまなアイデアが反映された検討が行われるのかただしたのに対し、「世界遺産登録後10年の取り組みの検証と今後の追加登録を目指す中、闘雞神社を中心とした町なかの賑わいを創出するため、商工、観光関係者や地域住民参画型の検討委員会を計画しているところである」との答弁がありました。さらに委員から、今後長い将来にわたって本市の観光施策が進展していくためには、現状の分析や情報収集等を基に高い判断力を養うことが非常に重要ではないかただしたのに対し、「今後の持続的な発展を目指した本市の観光地域としてのあり方について、当該検討事業や地方創生総合戦略プラン、さらに観光アクションプランにおいて、さまざまな観点から総合的に判断して検討を重ねていきたい」との答弁がありました。

次に、道路橋梁費にかかわって、市道改修等の要望状況についてただしたのに対し、「例年町内会等から50件程度の要望がある中で、40件程度を予算化している。町内会等と協議しながら、危険箇所等優先順位の高い要望にはできる限り応えていくようにしている」との答弁がありました。

次に、都市計画費にかかわって、建設残土処分場整備工事終了後の土地活用について詳細説明を求めたのに対し、「基本的には農地として一括売却を検討している」との答弁があり、これに対し委員から、大規模な事業であったことから、今後の売却について庁内協議を重ねながら円滑な事業の推進に努めることが重要であるとの意見がありました。

次に、議案第53号 平成27年度田辺市水道事業会計予算にかかわって、災害を

見据えた自己水源の確保が緊急時の備えになるのではないかとただしたのに対し、「今後、今ある水源に新たに求める水源も踏まえた水源に係る基本計画的なものを策定していきたい。新たな自己水源を求める中で、自己水源量を50%程度へ持っていき、不足分については、旧町村地域から求めることも選択肢に入れて計画していかなければならないと考えている」との答弁がありました。これに対し委員から、市民の安心安全を確保するためにも、災害時において自己水源が確保できていることが非常に重要であり、今後とも広い視野で水源確保に努めるよう要望がありました。

次に、議案第57号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分のうち、商工費にかかわって、プレミアム商品券を利用するに当たり、居住地域によっては、利用できる店舗が少ないなど利用しづらい地域もあるのではないかと意見がありました。

今回のプレミアム商品券事業やふるさと旅行券事業など地方創生の先行的な取り組みを充実させることによって、多くの市民や商店等にその利益を還元することで、市内の消費拡大と地域経済活性化を促進することが非常に重要であり、事業実施に当たっては、関係機関と十分連携を図りながらPR活動や新商品の提案などに取り組んでいただきたいとの要望がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成27年3月25日

産業建設委員会

委員長 安達克典

## 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案24件について、16日、17日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第14号 田辺市保育所条例の一部改正について、同議案第15号 田辺市学童保育所条例の一部改正について、同議案第16号 田辺市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、同議案第18号 田辺市老人医療費の支給に関する条例及び田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例の一部改正について、同議案第26号 田辺市就学指導委員会条例の一部改正について、同議案第27号 田辺市立幼稚園条例の一部改正について、同議案第28号 田辺市体育施設条例の一部改正について、同議案第37号 田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例の一部改正について、同議案第38号 田辺市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について、同議案第39号 田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例の制定について、同議案第44号 平成27年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算、同議案第45号 平成27年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算、同議案第46号 平成27年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算、同議案第47号 平成27年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、同議案第48号 平成27年度田辺市戸別排水処理事業特別会計予算、同議案第49号 平成27年度田辺市診療所事業特別会計予算、同議案第57号 平成26年度田辺市一般会計補正予算(第9号)の所管部分の以上17件については、全会一致により、同議案第17号 田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、同議案第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、同議案第33号 平成27年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第34号 平成27年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算、同議案第35号 平成27年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算、同議案第36号 田辺市介護保険条例の一部改正について、同議案第40号 平成27年度田辺市介護保険特別会計予算の以上7件については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第16号 田辺市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正についてにかかわって、拡充に至った実績の検証の経過を確認した上で、中学校卒業までの子どもの入院費無料化拡充は評価するものの、今後も精度の高い検証により市民の願いでもある対象範囲のさらなる拡充に向けた検討を要望しました。

次に、議案第17号 田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正

についてにかかわって、本改正により、改正前の対象者が不利益を被ることがないかただしたのに対し、「現行制度における対象者のうち、一、二%に当たる方は、改正に伴い対象外となる可能性があるが、新制度に移行する際の申請時において十分事情を聴取し適切な対応に努める」との答弁がありました。

次に、議案第33号 平成27年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、保健衛生費の予防接種事業にかかわって、助成対象外の小児のインフルエンザ予防接種に対する助成及び助成対象ではあるものの自己負担の大きい予防接種に関して市の考えをただしたのに対し、「予防接種の助成については、予防接種法に定める定期予防接種であること及び地域性による蔓延を予防する必要性の観点などから判断しており、今後も地域性及び市民や医療機関の意向なども考慮して検討していく。また、自己負担についてもできるだけ小さく抑えられるよう努力したい」との答弁がありました。

また、検診事業にかかわって、本市の受診率向上のため、平成27年度から開始する「健康推進員」の配置についてただしたのに対し、「本市では新年度に11名を委嘱し、各種検診において総じて受診率30%を目標に啓発等に取り組む」との答弁がありました。

次に、保健体育費の夢の教室事業にかかわって、詳細説明を求めたのに対し、「本事業は平成25年度から28年度までの4カ年事業であり、公益財団法人日本サッカー協会が派遣する講師が市内全小学校の5年生を対象に、授業形式で子供たちとコミュニケーションを図りながら、夢を持つことの大切さを伝えるなど、健全育成を図るものである」との答弁がありました。

次に、国民体育大会費にかかわって、紀の国わかやま国体・わかやま大会開催に対する市民への周知、関心の向上及び子供たちに競技に触れる機会の確保に向けた取り組みについてただしたのに対し、「市民への啓発については、さまざまなイベントを活用した国体マスコット等によるPR、ホームページ、地元FMラジオ、各行政局管内への横断幕や看板の設置等を行ってきたが、新年度においては、行政局単位の採火式、それに続く集火式を計画している。さらに、教育委員会において小中学生を対象に1人1回は競技観戦の機会を設けるための取り組みを進めているところである」との答弁がありました。

次に、学校給食費のうち、給食業務委託料にかかわって、内容変更の理由をただしたのに対し、「城山台学校給食センターにおける配送回収業務委託料の約1,200万円の増額は、和歌山労働局から指導のあった調理業務と配送業務に係る業務の整理による人員の配置がえ、車両運行管理上の燃料費等の負担の所在を整理し移管したことによるものである」との答弁がありました。

次に、議案第40号 平成27年度田辺市介護保険特別会計予算のうち、一般管理費にかかわって、介護予防・日常生活支援モデル事業の概要についてただしたのに対し、「制度改正により、介護予防日常生活支援総合事業として訪問介護、予防介護事業が市の事業に移行するに当たり、これまで実施できていない事業の検討、拡大も視野

に入れ、本宮町四村川地区及び市街地においてモデル事業を実施し、新制度における事業の実施方法や市の事業単価設定等の検証を行うものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成27年3月25日

文教厚生委員会

委員長 松下泰子

## 委員長報告

平成25年5月30日の本会議において設置されました国体関連施設整備特別委員会は、本年秋に開催される「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」における競技施設となる三四六総合運動公園並びに目良公園の施設整備の重要性に鑑み、これまで11回にわたり委員会を開催し、施設の整備状況等について、当局の説明を聴取するとともに、必要に応じて実地踏査を行い、国体終了後における当地方のスポーツ振興強化に取り組む拠点施設ともなる総合運動公園整備について、さまざまな観点から将来展望等も視野に鋭意議論を重ねてまいりました。

まず、国体関連施設整備事業の概要等について、以下のとおり報告申し上げます。

本県においては、平成27年に第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」及び第15回全国障害者スポーツ大会「紀の国わかやま大会」が、各市町村において開催されます。

田辺市における開催競技についてであります。 「紀の国わかやま国体」では、サッカー（少年男子）、ボクシング（全種別）、軟式野球（成年男子）、弓道（全種別）の4つの正式競技に加えて、合気道、インディアカ、キンボールスポーツのデモンストレーションスポーツが、また、「紀の国わかやま大会」では、バスケットボール（知的障害）、バレーボール（精神障害）の2つの正式競技の開催が決定されています。

そういった中で、既存施設の老朽化が非常に著しく、国体競技における施設基準を満たしていないことから、競技会場となる各施設の整備が平成22年度から着手されており、現時点で国体関連施設はほぼ完了し、残すところ合宿誘致に向けた野球場付帯施設の投球練習場整備のみとなっております。

本事業に係る財源については、本市が事業主体となり都市計画事業として認定を受ける中で、両事業とも国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用し、これまで順調に事業が進められてまいりました。

まず、三四六総合運動公園整備事業についてであります。旧南紀スポーツセンター及び三四六公園を含む約31ヘクタールの区域を一体的かつ総合的な運動公園とすべく、体育館管理宿泊棟、陸上競技場、硬式野球場、室内練習場、多目的グラウンド並びにテニスコートをそれぞれ整備するもので、総事業費は約89億円を見込んでいます。なお、今般の南紀スポーツセンターのリニューアルに係る整備費並びに新たな施設の今後の維持管理に要する経費等については、一定の基準に基づき県において負担していただけることとなっております。

主な施設の整備概要については、南紀スポーツセンター跡地に建築された体育館管理宿泊棟は地下1階、地上2階建ての鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、延床面積7,964平方メートル、地下1階には陸上競技場関係の諸室やトレーニングルーム、倉庫等が設置されています。

地上1階部分の体育館アリーナは1,812平方メートルで、バスケットボールやバレーボールコートが2面配置可能な仕様となっており、地上2階部分には1,048席の観覧席や宿泊室が配置されています。

宿泊棟の定員は152人（8人部屋14室、4人部屋8室、障害者対応の2人部屋4室）で、最大200人収容可能な多目的ホールも設けられており、総工費約27億8,800万円、平成26年5月に竣工いたしました。

体育館に隣接する陸上競技場については、広場、緑地、駐車場を含む施工面積が約5ヘクタール、400メートルトラック全8レーン仕様となっており、全天候型フルウレタン舗装、投てき対応人工芝及びミスト噴霧装置、ナイター照明設備が設置されており、紀南地方唯一の本格的な日本陸上競技連盟公認の陸上競技場になります。

メインスタンドは、約1,000人、芝生観覧席は約2,200人収容可能となっており、総工費約8億4,600万円、平成26年12月に竣工いたしました。

硬式野球場については、両翼100メートル、センター最深部122メートル、地下1階、地上2階建て、延床面積992平方メートル（グラウンド整備約1万3,000平方メートル）で、内野は黒土舗装、外野には人工芝が敷設され、ナイター照明設備が設置されています。

内野スタンドは約1,700人、外野芝生スタンドは約3,300人収容可能となっており、総収容人数が最大5,000人の硬式野球場となり、総工費約21億900万円、本年5月末竣工予定となっています。

硬式野球場の現場工事は間もなく完了の見込みとなっており、現在、残る野球場付帯施設の投球練習場整備事業に向け、鋭意準備が進められているところであります。

さらに、隣接地には鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）平屋建て、延床面積1,992平方メートルの雨天練習場を併設するほか、大規模災害時における防災用備品等の収納施設として、新たに防災備蓄倉庫の整備を初め、多目的グラウンド、テニスコートが整備されました。

また、三四六総合運動公園の愛称について全国に公募したところ、北海道から九州までの25都道府県から81人、339点の応募があり、本市のスポーツ公園であることがわかりやすく、また市民にも愛着を持ってもらえる愛称として教育委員会や体育協会等により組織された選考委員会での審査を経て、昨年8月にはその愛称が「田辺スポーツパーク」に決定しました。

田辺スポーツパーク内には、約450台収容の駐車場と約230台収容の駐輪場、大型バス専用駐車場、公衆トイレ、多目的広場（公園）などが設置されていますが、国体開催期間中には、多目的グラウンド等を活用した上で、約650台収容可能な臨時駐車場が増設されることとなります。

一方、目良公園整備事業についてであります。国体において同公園が弓道競技の会場となることから、老朽化が進む市民球場を解体撤去し、その跡地を活用し新たに弓道場を整備するものであります。

まず、近的弓道場については、平成24年9月から着工し、総工費約2億6,300万円、平成25年7月に竣工いたしました。

新たな近的弓道場（28メートル）は、鉄骨平屋建て、敷地面積約2,400平方メートル、12人が同時に矢を射ることが可能で、射場と的場、選手控室、審判席、更衣室、100人収容可能な観覧席が設置されています。

さらに、近的弓道場の整備とともに、平成25年7月から建設を進めていた遠的弓道場（60メートル）は、総工費約1億1,500万円、平成26年2月に竣工いたしました。

遠的弓道場は、鉄骨平屋建て、敷地面積約1,900平方メートル、射場は178平方メートル、9人が同時に矢を射ることが可能となっており、近的と併設した遠的の9人立ちというのは、本市の弓道場が近畿最大規模を誇る施設となります。

また、同公園内に併設の多目的広場（約9,700平方メートル）は、少年サッカーやグラウンドゴルフ、各種イベント等での使用が見込まれ、209台収容の駐車場と108台収容の駐輪場、公衆トイレが設置されています。

三四六総合運動公園及び目良公園の整備にかかわる特別委員会は、前任期中の平成22年7月に設置された「国体に係る三四六総合運動公園等整備特別委員会」以来、今期においても新たに「国体関連施設整備特別委員会」を設置し、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」に向けて、競技施設基準を満たした施設整備の促進という当該事業の重要性に鑑み、これまで鋭意集中的に審査を行ってまいりました。

本委員会の調査の終結に当たり、今後の課題とされる主な事項については、次の4点であります。

①田辺スポーツパークが県の広域防災拠点として、甚大な災害時等においてその機能を十分発揮できるよう体制の整備に努めるとともに、県との連携強化を図ること。  
②日本陸上競技連盟から全天候型第4種公認陸上競技場として認定された陸上競技場の早期の第3種公認の認定に向け、今後とも関係各団体と連携を図りながら取り組むこと。  
③陸上競技場及び体育館管理宿泊棟における今後の維持管理に要する経費等については、県においても応分の負担をいただく中で、県市双方が今後とも連携を図りながら適切に対処すること。  
④当該施設が紀南地域における一大スポーツ拠点施設としての機能を遺憾なく発揮することができるよう、積極的なスポーツ観光の推進に努めるとともに、周辺自治体とのさらなる連携強化を図ること。

また、今秋の国体本番の成功はもとより、当地方の豊かな自然環境や阪和自動車道南紀田辺インターチェンジから至近距離に位置する地理的条件を最大限に活かし、さらなる交流人口の拡大を図るため、県内外からのスポーツ合宿や各種スポーツ大会の誘致等による本市のPRを初め、市民の文化、教育、スポーツ、レクリエーションなど多岐にわたる市民の交流の場として利用される身近な、地域において市民が愛着と誇りを持てる施設として、なおかつ、地方の急速な人口減少社会を見据えた重要課題でもある地方創生につながる戦略的施策を積極的に研究するよう、本委員会として強

く要望いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成27年3月25日

国体関連施設整備特別委員会

委員長 宮本 正 信